

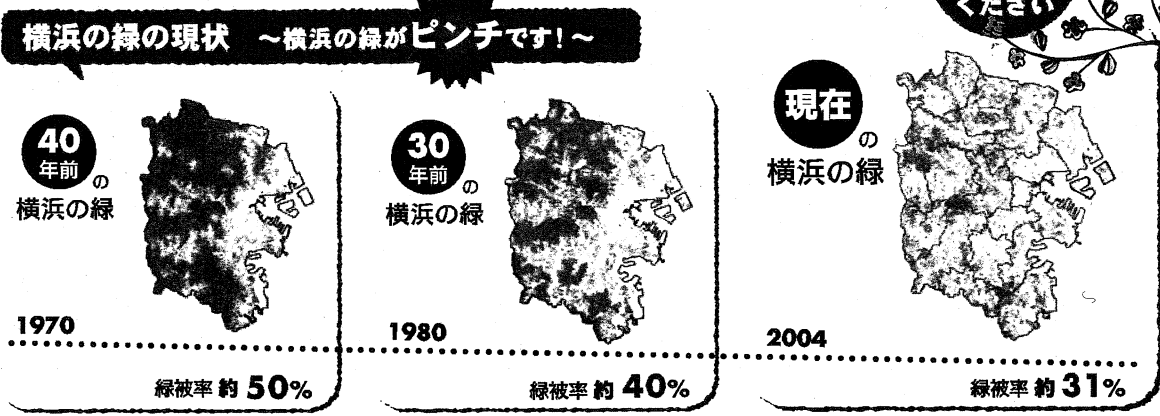
# 横浜の緑を守る!

平成20年10月発行  
 (編集・発行)  
 横浜市環境創造局環境政策課  
 ☎045-671-2688 ㊟045-641-3490  
 横浜市行政運営調整局税制課  
 ☎045-671-2252 ㊟045-641-2775

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の推進に向けた新たな税制案について発表しました

横浜市では、市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することを目的として、「横浜みどりアップ計画」を推進しています。また、計画の安定的な財源確保策として、新たな税制の導入を検討しています。  
 平成20年10月 横浜市

あなたの  
意見  
をお聞かせ  
ください

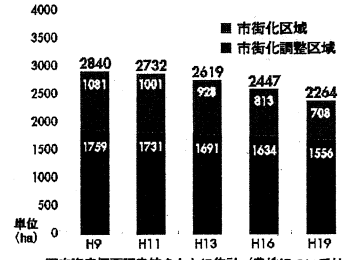


※緑被率は、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向をお示ししたものです。

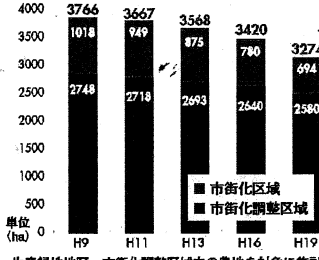
緑の総量は減少を続けており、毎年日産スタジアム15.5個分にあたる約100haの山林・農地が失われています。

減少に伴う  
緑の  
様々な  
課題

山林の面積推移



農地の面積推移



※固定資産税調査等をもとに集計(農地については市街化区域農地、生産緑地地区・市街化調整区域内の農地を対象に集計)

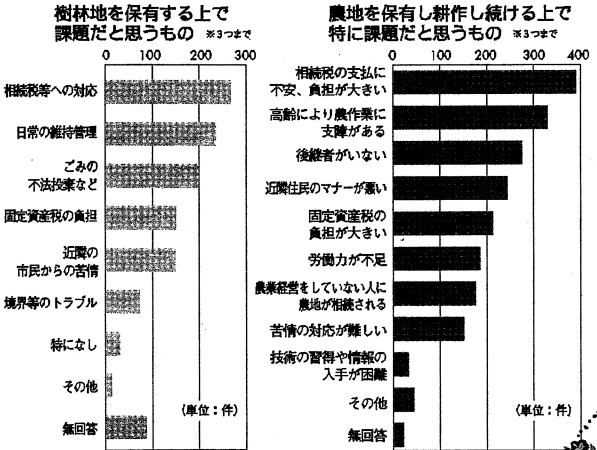
- 都市の潤いの減少!** → 都市生活のストレスを癒してくれる緑の減少は、都市にとって大きなマイナスです。
- 夏の暑さが厳しく!** → 地球温暖化やヒートアイランド現象の顕在化により、横浜の年平均気温は100年間あたり約2.6度上昇しています。
- 都市型水害の危険!** → 緑の減少等が、保水遊水機能の低下をまねき、浸水被害が発生しやすくなっています。
- 食と農の危機!** → 食べ物と緑あふれる自然環境をつくっている農地が減り、旬を味わう機会が減っています。
- 生き物たちも困っています!** → 緑地の減少や孤立化により、生物の生息環境に影響が生じています。

## 土地所有者の声 市民の声を聞きました

### 緑減少の原因・課題

市街化調整区域の農地・山林地所有者へのアンケート調査(平成19年9月)  
 (対象: 1,828人、回収数: 774通(回収率42.3%))

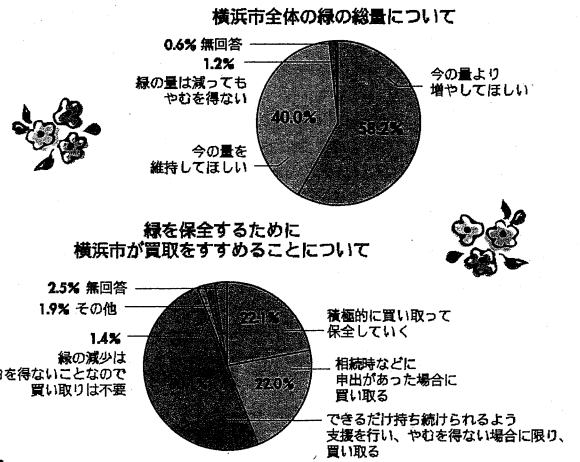
横浜の緑の多くは民有地に依存し、土地所有者の方々は日常の維持管理や相続などの負担が大きく、緑減少の一因となっています。



### 緑に対する市民意識

横浜の緑に関する意識調査(平成20年5月)  
 (対象: 10,000人、回収数: 4,171通(回収率41.7%))

緑の総量の維持・向上に対する意識は高く、緑を守るために買取をすすめることについては、「できるだけ持ち続けられるよう支援を行い、やむを得ない場合に買い取る」という意見が約半数をしめています。



# 失われています。

# 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の素案

土地所有者や市民の声をもとに、次のように考えました。

# 横浜みどりアップ計画

～横浜の都市の魅力を高めるとともに、市民の潤いのある生活空間を創出し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを、目指します～

## 横浜みどりアップ計画の目指す横浜の姿

**大都市だけどふるさつがある横浜**  
 まとまった規模の緑をしっかりと保全するとともに、効果的な維持管理により新たな里山文化として再生することで、大都市でありながら、同時にふるさとや田舎のすばらしさも併せ持った横浜を目指します。



**街なかに緑あふれる横浜**  
 人々が暮らし、働く街の中に、身近に感じられる緑が必要です。市街地に残された斜面緑地や農地などを保全するとともに、中心市街地や住宅地などさまざまな街に緑を増やし、快適で魅力ある、緑あふれる街を目指します。



緑の総量を維持しつつ、長期的には向上している

★横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策) (素案)  
URL: http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuo/eto/jyorei/keikaku/midori

## 新規・拡充施策

### 樹林地を守る施策

平成21年度～25年度事業費合計 <約490億円>



	施策内容
<b>継続保有の促進</b> ★できるだけ持ち続けてもらう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑地保全制度等の拡充 特別緑地保全地区や源流の森の指定面積要件を「5,000㎡以上」から「1,000㎡以上」へ引き下げるとともに、小規模樹林地(300㎡以上)の緑地について、所有者と市が公開を条件に契約すると固定資産税等や維持管理の負担の軽減が図れる「市民緑地」や所有者と市が協定を締結することにより管理負担の軽減や相続時の評価減が図れる「管理協定」の導入を図ります。</li> </ul>
<b>維持管理推進</b> ★安心して持ち続けてもらう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●篤志の奨励制度 公開に協力いただいた土地所有者の厚意に対し、謝意を表する看板を設置するなど、顕彰する制度を進めま</li> <li>●安全・明るい森づくり 手入れが行き届かず荒れた樹林を、明るく安全な森として再生させるため間伐や整備などを行うとともに、危険斜面の整備防災、安全対策を推進します。また、協働により緑地管理計画を策定し、市民協働による樹林地管理を進めます。</li> <li>●森の守り人の育成 市民協働で樹林地を維持管理していくため、森づくりに関わる人材育成を図ります。また、市民協働で樹林地管理を行う愛護団体等への活動支援を拡充します。</li> <li>●森の楽しみづくり 保全し、維持管理された森が、市民生活にとって楽しみとなるような、さまざまな利活用事業を検討・推進します。例えば、景観の森・生き物の森、森の中のプレイパーク、森の収穫物体験、里山体験などです。</li> </ul>
<b>利活用促進</b> ★里山を活かした楽しみと資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森づくり市民提案制度の創設 森づくりに特化した市民提案制度を創設し、市民協働による樹林地の維持管理を推進します。</li> <li>●森の資源循環促進 森林管理で生じたせん定枝や間伐材等、貴重な資源を活かし、利活用を図ります。また、間伐材からクラフト素材を作成し、ウェルカムセンター等でクラフト作成ワークショップ等を開催します。</li> <li>●ウェルカムセンター等の整備 森づくりボランティアや愛護会活動を活性化するための、活動拠点の機能も備えたウェルカムセンターを設置し、市民が森を利用しやすい環境をつくとともに、森のボランティア活動に対する市民の理解と参加を促します。</li> <li>●森林教室等の開講 樹林地保全に関心のある市民を対象に、「北の森」「南の森」の拠点等を活用し、区役所等と連携した体験学習、出前講座等樹林地の特性を生かした多様なメニューによる環境教育を推進します。</li> </ul>
<b>確実な担保</b> ★いざという時の買取りなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑地保全制度等の拡充 緑地保全制度の適用対象面積の引下げや新たな制度の導入等を検討します。また、緑地保全制度を土地所有者に重点的に周知することで、地区指定を進めるとともに、特別緑地保全地区指定等を条件に、相続等不測の事態に対応した買取りを行います。</li> <li>●よこはま協働の森基金制度の見直し 市民が自主的に集めた資金と基金からの拠出金を合わせて、身近な小規模樹林地を取得する「よこはま協働の森基金」について、樹林地保全策全体の中で制度のあり方を検討するとともに、より活用される制度とするため、適用条件の緩和等を図ります。</li> <li>●国への制度要望 相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は緑地の保全を優先すること、また、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等を、国に対し要望していきます。</li> </ul>

※施策内容の 部分を除いたものについて「新たな税制」の使途として現在検討しています。

### 農地を守る施策

平成21年度～25年度事業費合計 <約57億円>



	施策内容
<b>継続保有の促進</b> ★できるだけ持ち続けてもらう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生産緑地制度等の活用 市街化区域に残された農地保有の固定資産税等の負担を軽減するため、これまでの生産緑地制度を積極的に活用することで、指定拡大を図ります。また、借地公園制度を活用して分区分を主体とする都市公園(農園付き公園)を整備することにより、大部分を農地の形態のままに保全活用を図ります。</li> </ul>
<b>農業振興</b> ★地産地消などに着目した農業振興策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地産地消の推進 多機能型の共同直売所の整備に際し、支援を行います。また、市民に手軽な農体験の場を提供するため、収穫体験農園の新規開設を支援します。</li> <li>●施設の省エネルギー化の推進 生産用機械のリース方式による導入・生産温室からの二酸化炭素排出を削減するため、省エネ型の施設の導入に対して、助成します。また、リース農業機械の活用により近代化を図ります。</li> <li>●田園景観や水田の保全対策 農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの多面的機能を評価し、水利組合など地域の農地管理を担う団体等に対し支援を行うことで、遊水機能の発生予防と景観保全を図ります。あわせて、水田を保全するための支援も行います。</li> </ul>
<b>農地保全</b> ★周辺環境との調和と生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生産基盤整備の拡充 農地の安定的利用に効果のある畑かんがい施設について、防災協力農地への登録を条件に、面積要件を緩和し、小規模集約農地への整備を可能とします。</li> <li>●不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備 農業専用地区など、夜間通りの少ない集約農地で多発している不法投棄を予防するため、不法投棄予防設備を設置するとともに、夜間パトロールやボランティア活動による清掃活動等を支援します。また、農業飛散、臭い、野焼きなど、農業活動に伴い生じる周辺住民とのトラブルを軽減するため、必要な資材等の導入支援等を行います。</li> <li>●機械作業の受託組織の育成 農業機械による作業ができない農家のため、地域に根ざした農業機械作業を受託する組織を育成し、農地の荒廃を防止します。</li> <li>●コーディネーターの活用 市民協働による農作業を促進するため、市民と農家の橋渡しができる人材を派遣し、労働力不足の農家への支援や市民農園の拡充を図ります。</li> </ul>
<b>担い手育成</b> ★農業を支える多様な担い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業後継者・横浜型担い手育成 農業経営士の個別指導により、後継者を育成します。また、法律に基づく「認定農業者」のほか、環境保全型農業推進者等を横浜型担い手として認定し、都市農業経営を支援します。さらに、農業に参入したい福祉法人や企業の参入促進のため、市が土地所有者から土地を借り、特定法人へ貸し付ける事業を拡充して進めます。</li> <li>●農地の貸し手への支援 農地の長期(6年以上)貸付を行う所有者を支援することで、安定的な賃借を促進し、農地の保全を図ります。</li> </ul>
<b>確実な担保</b> ★いざという時の買取りなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公的機関による買取り及びあっせん 相続税支払いのため手放さざるを得ない農地について、市が買い取り、幅広く市民が利用できる市民農園を開発します。また、規模拡大希望農家等の農地取得を支援するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。</li> <li>●国への制度要望 相続税納税猶予制度の対象となる農地の拡大や、貸付農地や市民農園等に対する相続税評価の軽減について、国へ要望を行います。</li> </ul>

### 緑をつくる施策

平成21年度～25年度事業費合計 <約56億円>



	施策内容
<b>緑化の推進</b> ★地域で取組めば効果もアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域緑のまちづくり 住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街に緑を増やします。具体的には、緑の専門家を派遣し、計画、ルールづくりを支援するとともに、屋上壁面緑化等の緑化助成の拡充による民有地緑化推進と、公共施設や街路、学校などの緑化を、地域のルール化により推進します。</li> <li>●公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充 民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により市民による緑化の取組を支援するとともに、公共施設においてもこれまで以上の緑化に取組み、保育園や幼稚園、学校の芝生事業を推進します。また、公共施設の緑化について、良好な管理を推進します。</li> <li>●街路樹の維持管理 街路樹のせん定頻度を高めることで、都市の美観を向上させ、樹木の健全で良好な生育を図ります。</li> <li>●民有地緑化の誘導等 基準以上の緑化を行った場合には固定資産税等を減免する制度の導入を図ります。一定規模以上の敷地に建築を行う場合に緑化を義務付ける緑化地域制度等をはじめ、諸制度を効果的に運用し、かつ充実化を図ります。また、継続して国への制度要望(緑化地域制度の拡充)を行います。</li> </ul>

※事業費及び金額は5か年の総計です。実際の事業費は各年度ごとに増減があります。

### 施策に必要な費用(事業費)

事業費は、現時点での計画事業費です。

- ◎ 5か年事業費 合計約603億円(うち一般財源約251億円)
- ◎ 単年度平均 約121億円(うち一般財源約50億円)

参考  
 平成20年度予算 約36億円  
 対20年度予算増減分 約85億円(うち一般財源約38億円)

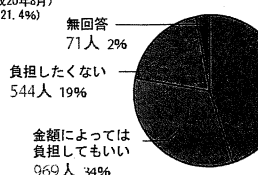
※事業費の財源として、国や県からの補助金や借入金である市債(特定財源)を充てられる場合があります。それ以外は市税をはじめとする一般財源によって事業を実施することになります。本資料では、その一般財源の種をカッコ内うち書きで表記しています。

### 財源に対する市民意識

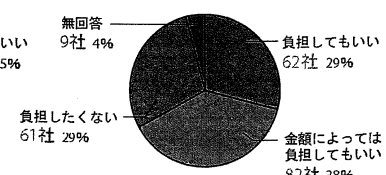
横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査(平成20年8月)  
(対象:個人10,000人 法人:1,000社、回収率:個人28.7% 法人21.4%)

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策(素案))の推進には、安定的な新たな財源が必要であり、そのための一般財源として38億円/年を見込んでいます。これを仮に、全て市民(個人・法人)の皆さまに新たな負担(市民税均等割)としてお願いする場合、個人では年間1,300円程度、法人では年間均等割額の13%程度になると試算されます。この額を負担することについて、アンケートでは、個人は8割程度が、法人では7割程度が「負担しても良い」、「金額によっては負担しても良い」と答えています。

#### 《個人》



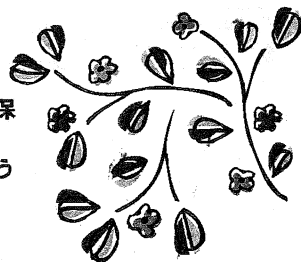
#### 《法人》



# 新たな税制案について

「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策〈素案〉）」を着実に推進するためには、安定した財源の確保が重要です。

そのため、横浜みどりアップ計画で行う新規・拡充施策のうち、広く市民の皆さまに受益が及ぶような施策について、新たな税制として、市民の皆さまに広くご負担をお願いしたいと考えております。



## ① 課税方式

市民税（個人・法人）均等割超過課税方式

市民税均等割への超過課税とは

現在、市民税では、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で、均等割（個人3,000円、法人5～300万円）を課税しています。今回の超過課税はその均等割に一定額（率）を上乗せする方法です。

納税義務者

市民税（個人・法人）均等割納税義務者

（個人）平成20年度個人市民税均等割納税義務者数 約181万人  
（法人）平成19年度法人市民税均等割納税義務者数 約9万5千社

※市民税均等割が課されない方

所得が一定金額以下の方は、市民税均等割が課されません（非課税等）。

（例）

- 65歳以上年金のみ収入
  - ・ 単身世帯 収入金額155万円以下（所得金額35万円以下）
  - ・ 夫婦世帯（どちらかが扶養） 収入金額211万円以下（所得金額91万円以下）
- 給与所得者
  - ・ 単身世帯 収入金額100万円以下（所得金額35万円以下）
  - ・ 標準世帯（3人扶養） 収入金額256万円未満（所得金額161万円以下）

## ② 使途

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）のうち、①保全により直接的な効果がある樹林地・農地の公有地化や、②市民の皆さまが身近に緑を実感することができるような緑化の推進、③樹林地等の維持管理の充実による緑の質の向上、④ボランティアなど市民参画の促進につながる事業などの施策を市民税均等割超過課税によって実施していきたいと考えています。

また、市民税均等割超過課税の使途から除外する施策の事業費については、既存財源からの捻出などの工夫によって対応していきたいと考えています。

※2～3ページに記載している施策のうち、          の部分を除いたものが、市民税均等割超過課税の使途として、現在検討している施策内容です。

## ③ 市民税均等割超過課税によって実施する施策の必要財源額

約32億円（単年度平均）

※必要財源額は、2～3ページの表の網掛けしていない施策に必要な現時点での計画事業費で、一般財源で賄う必要がある額です。

## ④ 現在検討している税率

（個人）年間1,100円

（法人）現行の年間均等割額の11%相当額

（資本金等の規模により5,500～330,000円）

※税収の規模

約32億円（平年度）（個人/約20億円 法人/約12億円）

## ⑤ 実施期間

平成21年度から5年間

（個人）平成21年度分から平成25年度分まで

（法人）平成21年4月1日から平成26年3月31日の間に開始する事業年度分

## 参考

「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策〈素案〉）」を踏まえ、その推進に向けた財源確保策の一つとして、課税自主権の活用について、横浜市税制研究会において検討していただきました。

### （横浜市税制研究会の報告骨子）

- 緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいることから、課税手法としては多くの市民の方々に広く薄く負担を求める市民税（個人・法人）均等割の超過課税がふさわしいと考えられる。
- 税率の設定に当たっては、今後、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業内容、事業費を更に精査し、新税以外の方法による財源確保努力など更なる内部努力を行ったうえで、適切な水準の税率を導き出すべき。
- 課税期間の設定については、定期的に事業効果の検証を行っていくうえで、5年間という期間設定が合理的である。
- 使途を明確化するために、新たな税収の受け皿として基金を設置するとともに、事業効果の検証や施策への提言を行っていく、市民参加の組織を設けていくべきである。

横浜市税制研究会URL

<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/citytax/kenkyukai/>



## 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の 推進に向けた新たな税制案について ご意見をお寄せください。

### \* 実施期間

平成20年10月18日（土）～11月9日（日）まで

### 【提出先】

### \* 案の閲覧場所

横浜市内各区役所、市役所（市民情報センター、行政運営調整局税制課、環境創造局環境政策課）

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市行政運営調整局  
主税部税制課

### ホームページ

<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/citytax/mldort-up/> からも閲覧できます。

FAX：045-641-2775

e-mail: gy-zeiken@city.yokohama.jp

### \* 意見募集結果の公表

上記閲覧場所およびホームページにおいて、平成20年11月中旬（予定）に公表します。

### \* ご意見の提出方法

平成20年11月9日（日）までに、郵送、ファクシミリ、電子メールに住所・氏名を明記して、右記提出先にお送りいただくか、直接持参してください。※様式は問いません。

※ 閲覧や持参は、平日の  
8：45～17：15に  
お願いします。

問い合わせ先

横浜みどりアップ計画に関すること ●横浜市環境創造局環境政策課

TEL：045-671-2688 FAX：045-641-3490 e-mail：ks-mimiplan@city.yokohama.jp

新たな税制に関すること ●横浜市行政運営調整局税制課

TEL：045-671-2252 FAX：045-641-2775 e-mail：gy-zeiken@city.yokohama.jp